

令和7年（ネ受）第155号 損害賠償請求（国家賠償請求）上告受理申立事件
申立人 江口 大和
相手方 国

上告受理申立理由書（4）

—人格権侵害に関する違法性判断の誤り—

令和7年4月21日

最高裁判所 御中

申立人訴訟代理人 弁護士 宮 村 啓 太

同 弁護士 趙 誠 峰

同 弁護士 高 野 傑



目次

第1	人格権侵害行為に関する原判決の誤り	3
第2	取調べ中の江口氏の行動についての川村検察官の発言に関する原判決の誤り .	3
1	原判決が認定した川村検察官の発言	3
2	川村検察官の発言に関する原判決の誤った判断	3
第3	取調べ状況報告書への署名及び指印についての川村検察官の発言に関する原判 決の誤り	5
1	原判決が認定した川村検察官の発言	5
2	川村検察官の発言に関する原判決の誤った判断	6
第4	黙秘についての川村検察官の発言に関する原判決の誤り	7
1	原判決が認定した川村検察官の発言	7
2	川村検察官の発言に関する原判決の誤った評価	7
第5	人格権侵害の有無について個々の発言の評価に終始し、取調べ全体から判断す る視点を欠いていること	8
第6	被疑者の人格権を尊重すべき検察官の法的義務に違反することを看過した誤り	9
1	検察官が負う高度の法的義務	9
2	検察官としての義務に明らかに反している一連の発言	10
第7	結語	11

第1 人格権侵害行為に関する原判決の誤り

上告受理申立理由書（1）ないし（3）に述べた黙秘権及び弁護人依頼権侵害のほか、一審判決及び原判決は、人格権侵害の有無を判断するにあたって、個々の発言ごとに人格権侵害の有無を判断するという態度に終始し、取調べ全体としての人格権侵害の有無を判断するという視点を欠いており、さらには被疑者は水を飲むこともトイレに行くことも本来的に許されない服従的立場にあるといった理解を前提としている点で根本的に誤っている上に、黙秘権についての無理解ゆえに川村検察官の発言の誤った評価に至っている。

上告受理申立理由書（1）に述べた根本的な誤りを正した上で検察官の行為を評価すれば、検察官が江口氏の人格権を尊重すべき義務に違反していることは明らかである。

第2 取調べ中の江口氏の行動についての川村検察官の発言に関する原判決の誤り

1 原判決が認定した川村検察官の発言

原判決は、川村検察官が以下の発言をした事実を認定した。

【①a（一審判決14頁）】

原告が、川村検察官に対し、居室に戻って水を飲みたいと申し出たところ、川村検察官は、取調べ中であるから我慢すべきであると述べ、居室に戻ることを認めなかった。（争いのない事実）

【③b（一審判決15～16頁）】

「トイレに行きます。」

「行きますじゃなくて、行きたいですでしょ。」

「事前に行つていてもらえるかな、トイレ。毎回言ってるでしょ。そんなに長くまだ調べやっけてないんだから。取調べの妨害になりますよ。トイレ行つていてくださいよ、事前に。当たり前の話でしょ。拘置所の人にも迷惑かかるんだよね。弁護士なんだから。」

2 川村検察官の発言に関する原判決の誤った判断

以上の川村検察官の発言について、原判決は、

「取調べの中断を伴う事態が生じないよう帰室を制限したり、事前に準備しておくよう求めたりしたものであって、その頻度や態様に加え、控訴人に対する本件取調べ時間を考慮すると、川村検察官の上記言動が控訴人に捜査機関に対する服従を求めるものとはいえない」

と判断した（原判決13頁）。

しかし、犯罪の嫌疑を受けている被疑者は、捜査の客体ではなく刑事手続の当事者である。捜査機関による捜査は、刑事手続の一方当事者としての活動に過ぎず（弾劾的捜査観）、捜査機関と被疑者はそれぞれが独立に準備を行うべき主体であって、逮捕・勾留は、将来の公判に向けた出頭確保及び罪証隠滅防止のために許容され得るものにすぎない。被疑者に自らが望むタイミングで水を飲んだりトイレに行ったりする自由が認められるべきはあまりに当然のことであり、その自由を尊重しないのは人間としての尊厳を損なう言動である。このことは捜査機関と被疑者の立場を入れ替えれば容易に理解できる。すなわち、取調べの場において捜査官が水を飲んだり、トイレで中座をすることについて、被疑者にこれを制限される謂れがないことは誰でも容易に想像できる。そうであるならば、被疑者もまた、水を飲んだり、トイレで中座をするということについて捜査官に制限される謂れなどないはずである。

川村検察官の発言は、水を飲んだりトイレに行ったりすることに自らの許可を得るよう強制するものであり、被疑者を刑事手続における当事者としてではなく、取調べの客体として見ているだけではなく、人としての尊厳も損なうものであり、まさに人格権を侵害する言動である。特に、「行きますじゃなくて、行きたいですでしょ。」との発言は、江口氏に自らに対して「行きたいので許可して下さい」という伺いを立てる服従的態度をとるよう求めるものであり、現行憲法が前提としている刑事手続における被疑者の立場、人格権保障と全く相容れない。繰り返しになるが、捜査機関による捜査は、刑事手続の一方当事者としての活動に過ぎず、捜査機関と被疑者はそれぞれが対等・独立に準備を行うべき主体なのである。被疑者が捜査官がトイレで取調べを中断しようとしている場面において、「行きますじゃなくて、行きたいですでしょ」と述べることもあり得ないならば、その逆もしかりである。川村検察官の江口氏に対する態度は、現行憲法以前における捜査官と被疑者との関係を彷彿とさせるものであって、およそ許容される余地はない。

原判決は、「その頻度」や「取調べ時間」に言及しており、その趣旨は「こんなに頻繁にトイレに行く必要はないはずだ」ということなのかもしれない。しかし、日常のリラックスした状態とは異なり、緊張を強いられた状態では頻繁に予期せずトイレに行きたくなるのは常識的な経験則である。裁判官は、緊張している証人が証人尋問の最中に「トイレに行きます」と言ったときに、「行きますじゃなくて、行きたいです」と言うのだろうか。「トイレ行っといてくださいよ、事前に。当たり前の話でしょ。」と言うのだろうか。裁判官が証人にそのような非礼な言動をとることはないけれども、検察官が被疑者にそのような言動をとることは許されるという判断は、その背景に、「被疑者はそれぐらい言われてもいい立場の人物たちだ」という原審裁判官らの考え方が見て取れる。まさに被疑者の人格権を一顧だにしない判断である。

以上のとおり、川村検察官の発言に関する原判決の評価は明らかに誤っている。

第3 取調べ状況報告書への署名及び指印についての川村検察官の発言に関する原判決の誤り

1 原判決が認定した川村検察官の発言

原判決は、川村検察官が以下の発言をした事実を認定した。

【①d（一審判決14頁、一審判決では①cと表記）】

「署名してください。皆さん署名してるんです。なぜ弁護士であるあなたができない。内容に間違いがあるなら言ってください。同一性確認できないじゃないの。なぜそんなこともできない。弁護士だろ。ルール守ってくださいよ。」

「おかしいでしょう。あなたの言ってることは。」

【②c（原判決15頁）】

「皆さんにしてもらってるんですよ。で、このルールに、そんなに瑕疵があるとは思えないんですよ。（略）なんでルール守れないの。そういうところなんじゃないの。」

「ただのルール守りたくないわがままな自己満足な人にしか目に映りませんよ、そんなの。」

「そういうところも含めて悔い改めないで再犯しますよ、あなた、何らかの形で。」

2 川村検察官の発言に関する原判決の誤った判断

刑訴法その他の法律上、取調べ状況報告書に署名及び指印をしなければならないなどという「ルール」はない。黙秘権は、口頭での情報伝達のみならず、あらゆる表現・叙述方法での情報伝達をしないことを保障する権利であるから、捜査機関の求める書面への署名や指印を強制されないことも、黙秘権保障の当然の帰結である。刑訴法198条5項但書が供述調書への署名押印拒絶権を確認しているのも、黙秘権保障に照らした当然の事実を確認したものである。

取調べ状況報告書に署名及び指印をすべき「ルール」があるかのような川村検察官の発言は虚偽であるし、任意である署名及び指印をしないことを根拠に「再犯しますよ、あなた」などと決めつける発言は極めて悪質である。ところが、原判決は、

「取調べ状況報告書に対する署名、指印が控訴人に何らかの不利益をもたらすとは考え難いことから、川村検察官が控訴人の対応に合理性がないことを指摘し、その結果再犯可能性に言及するものといえ、その具体的言辞が穏当さを欠いていることを考慮しても、同行為が社会的相当性を欠くとまでは評価できず、控訴人の人格権を侵害しているとはいえない」

などと判断した（原判決13頁）。

しかし、「何らかの不利益をもたらすとは考え難い」事柄については黙秘権行使に対して「穏当さを欠いている」説得をしても許されるという発想は、黙秘権の意義を全く理解しないものである。黙秘権は、自己防衛本能ともいえるべき生物の本質に根ざした権利である（甲14〔梶野論文〕189頁）。すなわち、刑事手続において供述をする行為は、自らの死や拘禁という自己に対する重大な不利益への直結を意味する。自らの生命や自由に重大な不利益が及ぶような行為を自らが行うことを生物が本能的に回避するのはごく自然なことである。自らを破壊するような行動をするように迫ることは人間の尊厳を踏みにじることになる。ここに黙秘権を保障する必要がある。このような黙秘権の意義に照らせば、取調べにおいてはあらゆる事柄について黙秘権行使が尊重されるべきは当然であり、第三者が事後的に見て「何らかの不利益をもたらすとは考え難い」からといって黙秘権を後退させるようなことは許されない。

取調べに係る外形的事実についての確認に応じないことは黙秘権保障に照らして何ら問題のないことであり、それを「わがまま」や「自己満足」などと罵倒し、さらには「再犯しますよ、あなた」などと侮辱することは、黙秘権の趣旨に照らして人格権保障と全く相容れない発言である。

以上のとおり、川村検察官の発言に関する原判決の評価は明らかに誤っている。

第4 黙秘についての川村検察官の発言に関する原判決の誤り

1 原判決が認定した川村検察官の発言

原判決は、川村検察官が以下の発言をした事実を認定した。

【①b（原判決14頁）】

「あなたがこうやって黙秘で徹底的に争いますと、(略)、私から言わせればね、虚偽の弁解に基づいてそういった主張をね、すると、迷惑かかるんですよ、周りの人に。奥さんとか子どもさんにも迷惑かかるんですよ。」

【③a（原判決15頁）】

「普通はそしたら遺族の人にも悪いことしたと、弁護士としてそれはやっちゃいかんかったと。で事情についてはこれこれこうですと、すいませんでしたってね、いうのがあたりまえなのに、いや黙秘ですと。そりやいかるでしょう、何なんだってそれはって、弁護士じゃないのかってなんで説明しないんだって。」

2 川村検察官の発言に関する原判決の誤った評価

以上の発言に関して、原判決は、

「控訴人が事実無根である旨否認した上で黙秘していることについて、控訴人の親族に迷惑がかかることや、関連する事件の遺族らの心情を控訴人に伝え、真実を供述するよう説得するものといえ、社会的相当性を欠くものということとはできない」

などと判断した（原判決13頁）。

しかし、前述したとおり、黙秘権は人間の尊厳に照らして保障されたものである。その行使が誰かの迷惑になるなどという発言は、憲法上の権利の尊

重と真っ向から反する言動であって、公権力行使の場面においておよそ許容される余地はない。

そもそも、原判決は、一審判決による「黙秘を続ければ真相解明等に時間を要し、原告の家族の負担を増加させる結果にもなる」（一審判決 22 頁）との指摘を是認しているが、その前提からして誤っている。

江口氏は、逮捕される前には被疑事実を否認して無実である旨の供述をしていた（甲 5〔江口氏陳述書〕 1 頁）。川村検察官はその供述が「虚偽の弁解」とであると決めつけた上で、「虚偽の弁解に基づいてそういった主張をね、すると、迷惑かかるんですよ、周りの人に」と述べ、さらには「遺族の人にも悪いことしたと、弁護士としてそれはやっちゃいかんかったと…すみませんでした」と供述すべきと述べている。すなわち、川村検察官は、江口氏に対して、単に黙秘せずに供述するよう求めているのではなく、捜査機関の見立てに沿った供述をするよう求めているのであって、これはすなわち自白の強要である。最高検察庁ウェブサイトにおいて公表されている「検察の理念」（<https://www.kensatsu.go.jp/content/001320631.pdf>）ですら、「被疑者・被告人等の主張に耳を傾け」るべきとしているのに、江口氏の供述を「虚偽の弁解」と決めつけて自白を強要する発言がどうして「社会的相当性を欠くものということとはできない」ことになるのか、原判決の論理は不明というほかない。

以上のとおり、川村検察官の発言に関する原判決の評価は明らかに誤っている。

第 5 人格権侵害の有無について個々の発言の評価に終始し、取調べ全体から判断する視点を欠いていること

川村検察官の江口氏への取調べは 22 日間にわたり 56 時間以上にわたる時間続けられた。一貫して黙秘権を行使する江口氏に対する川村検事の言動は、個々の発言のみならず、全体としてみたときに、江口氏に対して重い精神的苦痛を与えるものであったことは明らかである。しかもこのような苦痛は蓄積するものである。22 日間、56 時間以上にわたって検察官からこ

のような取調べを受けさせられることは、もはや「拷問」¹²と評価できるものというべきである。

このようなこの取調べ全体の違法性、残虐性、非人道性を顧みれば、上記で検討した川村検察官の各言動は当然に江口氏の人格権を侵害したものの評価になる。

ところが原判決は、取調べ全体の違法性、残虐性、非人道性といった視点から検討をすることなく、個々の発言のみを切り取って評価をしている点で誤っている。

第6 被疑者の人格権を尊重すべき検察官の法的義務に違反することを看過した誤り

1 検察官が負う高度の法的義務

一審判決は、

「検察官の取調べが国家賠償法1条1項の適用上違法であるか否かは、取調べの対象となった事案の内容・性質、被疑者に対する嫌疑の程度、取調べの時点における証拠関係の下での取調べの必要性、取調べの具体的な態様等諸般の事情を勘案して、当該取調べが社会通念上相当と認められる範囲を超えるものであるか否かにより判断するのが相当」

であるとの判断枠組みを示した（一審判決13頁）。原判決もこの判示を是認した（原判決11頁）。

¹ いわゆる拷問禁止条約（拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約）では、「拷問」とは、身体的なものであるか精神的なものであるかを問わず人に重い苦痛を故意に与える行為であって、本人若しくは第三者から情報若しくは自白を得ること、(...) 本人若しくは第三者を脅迫し若しくは強要することその他これらに類することを目的として (...)、かつ、公務員その他の公的資格で行動する者により (...) 行われるものをいう。

² 拷問禁止条約16条1項は「拷問には至らない他の行為であって、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」についても締約国に防止義務を定めており、川村検察官がした行為は少なくともこの「残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い」であることは明らかである。

しかし、上告受理申立理由書（１）に述べたとおり、一審判決及び原判決は、検察官には被疑者の憲法上の権利を尊重する義務があることを看過した結果、誤った判断枠組みを採用した。検察官には被疑者の人格権を含む憲法上の権利を尊重する義務がある。検察官が負うこの義務は、「被疑者・被告人の権利の保障を十全ならしめる」という検察官の本来的な使命・役割に照らして警察官が負う義務よりもいっそう高度のものである。一審判決及び原判決は、検察官の本来的な使命・役割に照らした義務を看過し、捜査の必要性との総合考慮による判断をした点において誤っている。

２ 検察官としての義務に明らかに反している一連の発言

川村検察官の一連の発言は、いずれも、検察官に課された被疑者の憲法上の権利としての人格権を尊重すべき義務に明確に反するものである。

まず、「第２」において示した、水分摂取やトイレ使用の制限に関する発言（「水を飲んだでしょう」「行きたいですでしょ」等）は、身体拘束下の江口氏に対し、人間としての基本的欲求の表明すら許可を要する服従的態度を強要するものであり、江口氏の人格ないし尊厳を傷つけるものである。特に、「行きたいですでしょ」と言わせるような発言は、江口氏に自らの生理的欲求や行動までも川村検察官の承認を得なければ表明できないという構造を強いるものであり、人としての自己決定権を否定する言動にほかならない。

次に、「第３」における、署名や指印の拒否に対して発せられた「皆さん署名してるんです」「ただのルール守りたくないわがままな自己満足な人」「再犯しますよ、あなた」といった発言も、署名押印の拒否という合法的な行為を、をあたかも社会規範からの逸脱であるかのように断罪し、江口氏の人格を否定するものである。刑訴法上、署名押印を拒否する自由は保障されており（１９８条５項）、これを理由に江口氏の性格や将来の再犯可能性を断定的に語ることは、もはや取調べの範囲を逸脱した人格攻撃であり、検察官の高度の注意義務に違反する。

さらに、「第４」において示した「何なんだってそれはって、弁護士じゃないのかってなんで説明しないんだ」などと黙秘の態度を非難する数々の発言は、憲法上保障された黙秘権の行使を非道德的・非社会的な態度と位置づけるものであり、江口氏の人格を根底から否定しようとするものである。川村検察官が、黙秘を貫く江口氏の姿勢を「迷惑」「何なんだそれは」と断じ

た行為は、江口氏を一個の人格的存在として尊重する姿勢と相反する行為といわざるを得ない。

以上の各発言はいずれも、江口氏の人格権を明白かつ継続的に侵害するものであり、人格権を尊重すべき検察官の法的義務に違反する。原判決及び一審判決は、この点を看過しており、取消しを免れない。

第7 結語

本件は、初めて民事訴訟で取調べの録音・録画記録媒体が取り調べられ、初めて取調べの実態が公開法廷で明らかになった事案である。

裁判所が違法性を否定した取調べ手法については、全国の捜査官が裁判所のお墨付きを得たものとして、今後も繰り返し同様の取調べを行う事態を招いてしまう。黙秘権、弁護人依頼権及び人格権を侵害する取調べにお墨付きを与えることが決してないよう、あらためて憲法及び刑事訴訟法の基本原則に忠実な判断を切に求める。

以上